

目標1 権利擁護の推進

課題と方向性

ポイント

■頼れる身寄りのない人への支援
■新たな成年後見制度への対応と周知
■複合的な課題や孤立を背景とした虐待

★意思決定支援を中心とした取組
★権利擁護支援センターを中心とした地域の支援体制の強化
★権利侵害の防止

1 福祉施策の動向と課題

権利擁護支援は、認知症高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安がある人々の尊厳を守り、「本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る」ための共通基盤として重要性が増大しています。全国的にも親族や頼れる身寄りのない高齢者・障がいのある人の増加に伴い、本人の財産管理や身上保護を担う親族後見人の選任が困難となるケースが顕著で、市町村長による成年後見開始の申立て件数が全国的に増加傾向となっています。

これを受け、国は成年後見制度利用促進基本計画に基づき、後見制度利用者の意思決定支援を尊重し、地域社会での包摂を目指しており、本人が自己決定を実現できるよう支援することが求められています。また、成年後見制度については、必要性に応じた利用や終了の仕組みなど、本人の意思や状況により合った制度への見直しが進められており、制度利用の開始前・利用中・終了後を通じた支援のあり方が課題となっています。

さらに、世帯における課題の複雑化・複合化が進む中で、高齢者や障がいのある人等への虐待問題は依然として深刻です。8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった世帯における複合的な課題や孤立が背景にある場合も多く、分野の垣根を越えた多角的な予防と早期発見のためのアプローチが全国的な課題として認識されており、権利擁護支援センターを核として連携・協働を強化することが権利侵害の未然防止と早期対応に不可欠です。

2 取り組む方向性

権利擁護支援センターを中心に、重層的支援体制整備事業とも連携することで、障がい、高齢、こども、生活困窮といった分野を横断した権利擁護支援を展開します。本人の意思決定支援を重視する支援基盤を構築し、虐待や権利侵害の未然防止、早期発見、早期支援を推進することで、地域全体が権利擁護を「我が事」として取り組むべき共通のテーマであるという認識を醸成し、持続可能な権利擁護支援体制を目指します。

また、増加する成年後見制度のニーズに対し、制度の普及啓発及び市民後見人を含む多様な担い手の育成を強化することで、地域の権利擁護支援力を高め、支援ネットワークの構築に取り組めます。さらに、制度や相談窓口の認知が十分でない人にも情報が届くよう、分かりやすい周知と早期相談につながる仕組みづくりを進めます。

※ 現在、成年後見制度利用促進専門家会議にて、国の次期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき内容が議論されており、令和8年12月目途に取りまとめられる予定です。その詳細が示されたのちに本計画に反映するため、今後変更が生じる見込みです。

1-1 意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援

1-1-1 将来に備えた意思決定支援の仕組みづくり【地域、障がい、高齢】

人生の最終段階において、本人の尊厳と自己決定が尊重されるよう、本人が望む医療やケアについて、あらかじめ考え、家族や医療・介護関係者等と話し合い、共有する取組 ACP（アドバンス・ケア・プランニング/人生会議）の普及啓発を推進します。また、福祉関係機関や、司法書士等の専門職との連携を図りながら、将来の意思決定を支える相談窓口の周知を進めるとともに、相談支援ネットワークの構築に取り組みます。

あわせて、障がいのある人の「親亡き後」に考えられる生活の選択肢など、将来の備えに必要な情報の発信などに取り組み、一人ひとりの将来への備えを支援します。

1-1-2 権利擁護に関する地域連携ネットワーク強化【地域、障がい、高齢】

本人の意思決定が尊重され、支援を必要とする人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援センターを中心に関係機関等との連携を深め、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を必要とする人の早期把握や必要な支援につながる地域連携ネットワークの強化を図ります。また、成年後見制度を利用する本人を支えるため、権利擁護支援センターが中核となり、後見人等（親族・専門職）と、ケアマネジャー、相談支援専門員等の支援者が集まる支援者会議を積極的に実施し、情報の共有と多機関協働による連携を図ります。加えて、改正後の成年後見制度を見据え、後見の利用終了後においても本人の権利擁護支援が途切れることのないよう、地域での生活を支える体制のあり方について検討を行います。

1-1-3 改正後の成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の周知・利用促進【地域、障がい、高齢】

認知症や障がい等により日常生活を営む上で支援を必要とする人や、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、改正後の成年後見制度をはじめ、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業等の認知度向上を図り、支援を必要とする人の利用につなげていきます。

1-2 権利擁護支援センターの機能強化

1-2-1 権利擁護支援センターを中心とした関連機関の連携充実【地域、障がい、高齢】

権利擁護支援システム推進委員会を継続的に実施し、司法・法務関係者を含む多職種連携による支援体制の検討を行います。また、成年後見制度の利用者に対する支援の質を確保するため、後見人等と本人を取り巻く介護支援専門員、相談支援専門員などの支援者との間で定期的な意見交換会や支援者会議を実施し、連携を促進します。

1-2-2 権利擁護の推進と周知啓発【地域、障がい、高齢】

権利擁護支援センターを、成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」として権利を守る制度や相談窓口の周知、心のバリアフリーの普及啓発を行うとともに、成年後見制度の利用促進に関する相談及び本人の意思決定を尊重する支援の普及を推進します。特に、身寄りのない市民の増加に伴う市長申立てへの対応として、体制整備の検討を進めます。また、介護サービス事業所や障がい福祉サービス提供事業所へ相談員を派遣し、利用者の日常的な不安等の解消を図るとともに、事業者等との橋渡しを行うことで、利用者の権利擁護やサービスの質の確保・向上につなげていきます。

1-3 権利侵害の未然防止と対応

1-3-1 虐待への対応と支援 【地域、障がい、高齢】

各虐待対応マニュアルに基づき、関係機関が連携し、迅速かつ適切に事案に対応し、再発防止に向けた支援計画の策定と、養護者への継続的な伴走型支援を行います。特に複合的課題が背景にある虐待事案については、権利擁護支援センター等とも連携し、多職種による組織的な支援を確実に実施します。

1-3-2 虐待の早期発見・防止と権利擁護への理解の促進 【地域、障がい、高齢】

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待に関する早期発見・早期支援に向け、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の地域の身近な相談者や、市民を対象とした虐待防止・権利擁護に関する研修を継続して実施します。また、認知症サポーター養成講座や権利擁護支援者養成研修等を通じて、地域での権利擁護の理解促進を図ります。